

## 伊豆市狭あい道路拡幅整備に関する要綱

### (目的)

第1条 この告示は、市民の理解と協力の下に狭あい道路の拡幅整備を推進するために必要な事項を定め、もって良好な居住環境の確保と市民が安心して暮らせる災害に強いまちづくりに資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 狭あい道路 都市計画区域内の道路法（昭和27年法律第180号）第3条第4号に規定する市町村道（以下「市道」という。）で、幅員が4メートル未満の道路及び市長が特に狭あい道路として拡幅整備をする必要があると認める道路をいう。
- (2) 道路の後退線 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定によりみなされる幅員4メートルの道路の境界線をいう。
- (3) 道路後退用地 狭あい道路に接する敷地の一部で、当該敷地と狭あい道路との境界線と、道路の後退線との間にある土地をいう。
- (4) 隅切り用地 狭あい道路が他の道路と同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所の内角が60度を超え120度未満の角地の場合は隅角をはさむ辺の長さが2メートルの二等辺三角形の部分、若しくは内角が60度以下になる角地の場合は隅角を頂点とする底辺が3メートルの二等辺三角形の部分の土地をいう。
- (5) 拡幅整備事業 道路後退用地を測量、分筆等により明らかにし、当該用地内にある支障物件等を除去するとともに、当該用地を整地する事業をいう。
- (6) 建築主 建築基準法第2条第1項第16号に規定する建築主で、狭あい道路に接する敷地に建築物を建築しようとする者をいう。

### (建築主等の責務)

第3条 建築主並びに道路後退用地の所有権及びその土地に関する権利（地上権及び賃借権をいう。）を有する者（以下「建築主等」という。）は、狭あい道路の拡幅の必要性を理解し、道路後退用地を一般の通行の用に供するよう努めるものとする。

### (助成金及び奨励金の交付)

第4条 市長は、拡幅整備事業を実施し、道路後退用地及び隅切り用地を市に寄附する者に対し、予算の範囲内において助成金及び奨励金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、伊豆市補助金等交付規則（平成16年伊豆市規則第42号）及びこの告示に定めるところによる。

2 道路後退用地の所有者と建築主が同一でない場合は、当該所有者が市に道路後退用地を寄附することについて同意したとき、当該建築主を前項の道路後退用地を市に寄附する者とみなす。

### (補助金交付対象項目)

第5条 拡幅整備事業における補助金の交付の対象となるものは次のとおりとする。

- (1) 道路後退用地における測量調査費
- (2) 次のアからオまでに掲げる工事費
  - ア 道路後退用地内にある支障物件の撤去等に係る工事費
  - イ 道路後退用地内にある支障物件の移設（当該物件を撤去し、当該用地に隣接する土地に移設することをいう。以下同じ。）に係る工事費
  - ウ 道路後退用地内にある支障物件の代替としてフェンス等の新設に係る工事費
  - エ 道路後退用地内にある埋設管等の敷設替えに係る工事費
  - オ 道路後退用地内の整地に係る工事費
- (3) 市へ寄附をする隅切り用地

(補助する額)

第6条 補助する額は、別表のとおりとする。ただし、補助金の合計額は、1敷地あたり150万円を上限とする。

- 2 支障物件としてブロック塀等を撤去する場合において、伊豆市建築物等耐震改修促進事業費補助金交付要綱（平成19年伊豆市告示第69号）の規定により当該撤去に係る補助金の交付を受けるときは、当該ブロック塀等を撤去する経費については、補助の対象としない。
- 3 支障物件の代替としてフェンス等を新設する場合は、撤去前の支障物件と同程度のものを設置する費用について補助することとし、超過分にあつては補助の対象としない。
- 4 第1項に規定する補助金の合計額に1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てる。

(事前協議)

第7条 補助金の交付を申請しようとする者は、狭あい道路拡幅整備事業に関する協議申出書（様式第1号。以下「協議申出書」という。）に位置図を添えて、あらかじめ市長に協議しなければならない。

- 2 前項の場合において、建築主が補助金の交付を申請しようとする場合にあつては、次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする日の30日前までに協議を行わなければならない。
  - (1) 建築基準法第6条第1項（建築基準法第88条において準用する場合を含む。）の規定による確認申請
  - (2) 建築基準法第6条の2第1項（建築基準法第88条において準用する場合を含む。）に規定する確認を受けるための書類の提出
- 3 前2項の規定に基づき協議を行う事項は、次のとおりとする。
  - (1) 建築計画（建築主の場合に限る。）
  - (2) 拡幅整備事業の実施計画
  - (3) 支障物件の現況確認
  - (4) 道路後退用地の寄附申込みの意思確認（道路後退用地の所有者でない場合は、所有者の寄附申込みの同意の確認）
  - (5) 境界確定の有無
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項
- 4 市長は、第1項の規定に基づく協議結果に関し、狭あい道路拡幅整備事業協議結果通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、狭あい道路拡幅整備事業費補助金交付申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて工事着手前に市長に提出しなければならない。

- (1) 現況配置図（縮尺250分の1の図面。道路の後退線を記載したもの）
- (2) 計画配置図（縮尺250分の1の図面。道路の後退線を記載したもの）
- (3) 当初申請数量計算書（様式第4号）
- (4) 公図の写し
- (5) 境界実測図
- (6) 境界確定通知書の写し（境界が確定している場合に限る。）
- (7) 拡幅整備を行う前の現況写真
- (8) 支障物件として移設又は代替として設置する構造物の立面図及び断面図
- (9) 測量調査費見積書（道路後退用地の境界確定及び分筆登記に要する経費に限る。）
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(交付の決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付の決定をし、狭あい道路拡幅整備事業費補助金交付決定通知書（様式第5

号)により通知するものとする。

(交付決定の条件)

第10条 市長は、補助金の交付の決定の際、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 道路後退用地を市に寄附すること。
- (2) 拡幅整備事業が予定の期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合においては、速やかに市長にその旨を報告し、指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整備し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。
- (4) 拡幅整備事業による撤去に伴い再取得した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。

(官民境界の確定等)

第11条 補助金の交付決定を受けた者(以下「決定通知を受けた者」という。)が、道路後退用地を測量し、境界確定の協議(以下「官民境界協議」という。)により確定した境界と道路後退線の間の道路後退用地を分筆した場合、当該交付決定を受けた者は、市が別に定める境界プレート等を設置しなければならない。

- 2 前項の場合において、官民境界協議により道路中心線が確定したときは、決定通知を受けた者は、市長と協議の上、市が別に定める道路中心鋸を設置しなければならない。

(申請の取下げ)

第12条 決定通知を受けた者は、第9条の規定による通知を受理した場合において、交付決定の内容若しくは付された条件に不服があるとき、又は建築主等の事情により拡幅整備事業の遂行が困難となったときは、補助金交付申請取下げ届(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(事業内容の変更等の承認)

第13条 決定通知を受けた者が、拡幅整備事業の内容を変更しようとするとき(ただし、軽微な変更を除く。)は、狭あい道路拡幅整備事業変更承認申請書(様式第7号)に変更内容を確認できる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、狭あい道路拡幅整備事業変更承認通知書(様式第8号)により、当該申請者に通知するものとする。

(事業実績報告)

第14条 決定通知を受けた者は、拡幅整備事業が完了したときは、狭あい道路拡幅整備事業実績報告書(様式第9号。以下「実績報告書」という。)に次に掲げる書類を添えて、事業の完了の日から起算して30日以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 出来形配置図(計画配置図に実測を記載したもの)
- (2) 出来型数量計算書(様式第4号)
- (3) 支障物件として移設又は代替として設置された構造物の立面図及び断面図
- (4) 完了写真(道路の後退状況がわかるもの)
- (5) 領収書の写し
- (6) 寄附を確認する書類

(交付額の確定等)

第15条 市長は、前条の規定による実績報告書を受理した場合はその内容を審査し、現地調査を行い、その報告に係る拡幅整備事業の成果が決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、決定通知を受けた者に狭あい道路拡幅整備事業費補助金交付決定通知書(様式第10号)を通知するものとする。

- 2 市長は、拡幅整備事業の成果を検査した結果、不適合と認めるときは、決定通知を受けた者に対

し、必要な改善指導をするものとし、改善が認められた場合には補助金の額の確定の通知をするものとする。

(補助金の請求)

第16条 前条に規定する補助金の額の確定の通知を受けた者が補助金の請求をしようとするときは、確定通知を受領した日から起算して10日を経過した日までに請求書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第17条 市長は、補助金の交付決定を受けた者に不正があったとき、又は市長が不相当と認めるときは、交付決定を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

(適用除外)

第18条 この告示の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。

- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条に規定する開発行為(自己の居住用のための開発行為を除く。)を行う場合
- (2) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づき土地区画整理事業を施行する場合
- (3) 建築基準法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を伴う場合
- (4) 国又は地方公共団体等が施行する場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長がこの告示を適用することが適当でないとした場合

(補則)

第19条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

別表(第6条関係)

1 測量調査費 道路後退用地における境界確定及び分筆登記に要した経費のうち、10分の10以内。ただし、50万円を上限とする。

2 工事費

区分	対象経費	助成額
支障物件撤去等工事	ブロック塀等(ブロック2段積み以下、かつ、高さ60cm未満の塀を除く。)の撤去等に係る工事費	1mあたり3,300円
	フェンス、塀(ブロック塀等を除く。)、門扉等の撤去等に係る工事費	1mあたり2,000円
	樹木の撤去等に係る工事費	高木1本あたり8,900円 中木1本あたり1,900円 低木1本あたり100円
	コンクリート構造物の撤去等に係る工事費	無筋コンクリート1m <sup>3</sup> あたり7,800円 有筋コンクリート1m <sup>3</sup> あたり14,400円
塀等移設工事	樹木の移設に係る工事費	高木1本あたり12,200円 中木1本あたり3,600円 低木1本あたり300円

代替施設設置工事	支障物件の代替としての安全なフェンス、見切り等の新設に係る工事費	1 mあたり11,300円（道路面からの高さが1.2m以上の場合） 1 mあたり9,100円（道路面からの高さが0.6m以上1.2m未満の場合） 1 mあたり11,500円（道路面からの高さが0.5m未満の連続した見切りの場合） 3,300円（独立した基礎の場合）
	支障物件の代替としての安全なブロック塀の新設に係る工事費	1 mあたり20,000円（道路面からの高さが1.2m以上の場合） 1 mあたり14,900円（道路面からの高さが0.6m以上1.2m未満の場合）
	支障物件の代替として樹木の植樹に係る工事費	高木1本あたり17,900円 中木1本あたり3,800円 低木1本あたり300円
	支障物件の代替としての擁壁の新設に係る工事費	1 mあたり53,000円（擁壁の高さが1.5m以上の場合） 1 mあたり39,000円（擁壁の高さが0.5m以上1.5m未満の場合）
埋設管等敷設替工事	水道メーター等を移設に係る工事費	1箇所あたり9,000円
	水道管の移設に係る工事費	1 mあたり1,500円
	ガス管の移設に係る工事費	1 mあたり3,400円
	下水管の移設に係る工事費	1 mあたり1,700円
	雨水ます等を移設又は撤去等に係る工事費	1箇所あたり8,300円
	土間コンクリート（t=10cm）の打設に係る工事費	コンクリート1 m <sup>2</sup> あたり2,700円
道路後退用地内の整地に係る工事費		整地面積1 m <sup>2</sup> あたり400円

### 3 奨励金

区分	内容	奨励金
隅切り用地	市へ寄付をする隅切り用地	1 m <sup>2</sup> あたり 固定資産税評価額を評価対象面積で除して得た額に7分の10を乗じて得た額

#### 備考

- 1 ブロック塀等とは、ブロック塀、石塀、レンガ塀その他これらに類する塀をいう。
- 2 樹木は、道路境界から50cm以内に植えられ、かつ、塀の代替としての機能を有するものに限ることとし、高木は高さ3m以上、中木は高さ0.6m以上3メートル未満、低木は高さ0.6m未満のものをいう。
- 3 擁壁とは、狭あい道路と敷地との平均高低差が50cm以上あるもので、土圧を受けるコンクリート造等の構造物をいう。
- 4 安全なブロック塀とは「ブロック塀の点検と改善（静岡県作成）」により造られるブロック塀のことをいい、安全なフェンス及び門扉等とは、金属製フェンスその他これと同等の耐震性能を有するものをいう。
- 5 整地とは、道路後退用地内を再生砕石等により当該用地の地盤面の高さに合わせることをいう。

- 6 測量調査費と工事費の合計額は、1 敷地あたり100万円を上限とする。
- 7 奨励金は、50万円を上限とする。